# 観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

本校は、高等専門学校設置基準に定められている運動場と校舎を同一敷地内に設けている(資料3-1-(1-1)。校舎には、専用の施設として、教室(講義室、演習室、実験・実習室等)、図書館、保健室、情報メディアセンターを備えている他、付属施設として、実習工場・インフラ総合防災実験棟、総合的河川流実験室を設置している。また、自主的学習スペースとして、福利厚生施設、コミュニケーションスペース、グローバルテラス、協同学習センター等を設けている。

これらの施設等については、安全・衛生管理体制を整備しており(資料3-1-①-2)、この体制の下、定期的な安全巡視、実習工場の利用方法の講習会、課外活動利用者に対する安全講習会を実施している他、施設・整備のバリアフリー化への配慮として、スロープ、多目的トイレ、エレベーターの設置等を行っている。

これらの施設・設備等について、利用状況や満足度等を学校として把握し(資料3-1-①-3)、改善するための体制を整備しており、意見箱の活用により、学生の要望を確認している。

# 観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応した ICT 環境が十分なセキュリティ管理の下に 適切に整備され、有効に活用されているか。

情報センターには演習室1と演習室2にともにデスクトップPCが50台あり、演習室4にノートPC50台とクロームブック50台がある。いずれの機器も学生一人ひとりに与えられたユーザアカウントまたはGoogleアカウントでログインして利用する。また、機器はシンクライアント端末であることまたは復元ソフトにより、シャットダウンすると規定の状態に戻る。

学内の有線 LAN と無線 LAN を利用するとき学生も教職員もユーザ認証が必要である。本校は学生と教職員が利用できる LAN と教職員のみが利用できる LAN を論理的に分けている。メールサーバと Moodle サーバはクラウドサーバとしており、Microsoft365 も同様である。

情報センターは情報処理やプログラミングの授業に加え、データサイエンス演習や数学の授業でも利用されている。学科により卒業研究発表会等もオンラインで実施している。

# 観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

令和 3 年 4 月 1 日現在で、図書 119, 842 冊(和書 105, 850 冊、洋書 13, 992 冊)、学術雑誌 79 種(うち外国書 5 種)、電子ジャーナル 2 種、視聴覚資料 3, 231 点(ビデオ 1, 178 点、CD519 点、LD132 点、DVD1, 402 点)を所蔵している(資料 3-1-3-1、資料 3-1-3-3)。

図書館資料の利用促進に向けた取組として、授業期間中の平日は 20 時まで開館するなど開館時間への配慮、図書館利用案内の配布、読書感想文コンクール、ブックハンティング等を行っており(資料 3 -1-3-2、資料 3-1-3-5)、令和元年度の図書館の入館者数は 29,849 人、貸出冊数は 8,016 冊であり(資料 3-1-3-4)、教職員や学生に活用されている。

#### 観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。

入学予定の学科生・専攻科生・編入学生・留学生を対象として、入学前の3月に入学オリエンテーション (教育ガイダンス)を開催しており (資料3-2-①-1)、その中で履修指導等のガイダンスを実施している。また、準学士課程の3、4年次生に対しては、資料3-2-①-2に示す選択科目の履修

に関する説明資料(選択科目履修の手引)を配布している。障害のある学生に対しては、学生相談室及び保健室が中心となって個別に状況の確認と助言、支援制度等の説明を行っている。図書館の利用に関しては、入学直後の諸説明において、各クラス担任から図書館の説明及び資料配布を行っている。実習工場の利用に関するガイダンスとして、1年次の初回授業にて利用方法等についての講習を行っている。

# 観点3-2-② 学生支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上 での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

全クラスにおいて担任を、専攻科には専攻主任を配置している。クラス経営担任団という担任組織においては、学科長、学生相談室員等も加わり担任会議にて学生支援の情報共有を行っている(資料3-2-②-1)。オフィスアワーは設置しておらず随時、対面もしくはメール等で相談を受け付けており、決まった時間のみで学生対応を行う場合はその旨掲示等で学生へ周知している(資料3-2-②-2)。毎週のホームルームや学外者を招いての進路指導ワークショップなど、懇談の機会を多く設けている。学務システムにより成績管理、成績確認のシステムを構築しており、資格試験等は TOEIC テストや危険物取扱者資格試験に注力している(資料3-2-②-3)。海外留学に関してはグローバルエデュケーションセンター主催の各種研修制度があり、事前準備、渡航、帰国後成果報告まで一貫した指導体制を構築している(資料3-2-②-4)。

# 観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を 進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

学生の自主的学習を支援するため、準学士課程では担任制、専攻科課程では指導教員制を導入しており、必要に応じて学生相談室が学生生活全般の相談・助言を行う体制が整備されている。

留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており(資料3-2-③-1~3)、準学士課程の留学生には担任が、専攻科課程の留学生には指導教員が学習及び生活に対する指導を行っている。さらに、準学士課程の留学生には同じクラスのチューター学生を配置し、各留学生の学習及び生活の支援を行っている。

編入生の学習及び生活については担任が中心となって学習及び生活に対する指導を行っている。

障害のある学生に対しては明石工業高等専門学校特別修学支援要項に基づいて支援体制を整備しており、必要な支援を行っている(資料 3-2-3-4)。なお、障害者差別解消法第 5 条及び第 7 条又は第 8 条(第 9 条、第 10 条、第 11 条の関係条項も含む)に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備している。

# 観点3-2-④ 学生の生活や経済面に関わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

学生相談窓口として学生相談室と保健室があり、常勤看護師1名、非常勤カウンセラー3名、非常勤看護師1名を配置し(資料3-2-4-1、3-2-4-2)、ハラスメント対策として、学生相談室員に事務職員5名を加えた相談体制を整備している(資料3-2-4-3)。学生相談の案内については掲示板への掲示とWebサイトに掲載している。各機関主催の奨学金制度の情報は掲示板やWebサイトで随時公開し応募を促している。また授業料減免制度も導入済みで毎年多くの学生が申請している(資料3-2-4-4)。特待生制度は有していないが、5年間を通しての成績優秀者には授業料減免措置などを講じている。緊急時の貸与等の制度はないが、文部科学省や高専機構本部からの通知に沿った授業

料減免措置等は実施している。学生相談室会議においていじめに関する情報共有、いじめが発生しその対応等を実施している。またいじめ対策委員会が設置されており、学生相談からの情報を共有し学科長を含む学校運営サイドにすぐ情報が上がるシステムを構築している(資料3-2-④-5)。

観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 令和3年度に学生支援オフィスが配置された。学生支援オフィスはクラス経営担任団と学生相談室から成る。クラス経営担任団にクラス経営部門とキャリア支援部門がある。

キャリア支援部門はすべての学科に共通する、各学年で行う進路指導の内容を検討しているところであり、現在は従来どおり学科毎に次のような進路指導を行っている(資料3-2-5-1)。

1年生と2年生に個別面談を行い、ホームルームで学科教員講話を行っている。また、学科により卒業生による講話や外部講師による講演会を行っている。3年生に進路希望調査を行い、個別面談を行っている。また、学科により4年生からのコースを決定したり、キャリアプランを作成したりしている。4年生にインターンシップと個別面談・面接練習を行い、合同会社説明会またはキャリア支援セミナーを行っている。また、学科により卒業生による講話や5年生による体験談、外部講師によるセミナー、保護者向け進路説明会を行っている。5年生に個別面談を行い、エントリーシート指導や面接練習を行っている。また、学科により複数教員による大学編入学に関する個別面談や保護者向け進路説明会を行っている。

# 観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、 適切な責任体制の下に機能しているか。

本校では、学生委員会において、学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援を行っており(資料 3-2-6-1)、明確な責任体制の下、部活動指導員の配置(資料 3-2-6-2)、専門的技術指導を行う外部指導コーチの配置、課外活動設備充実費等の支援を行っている(資料 3-2-6-3)。

# 観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

学生寮を整備しており、学寮規程に基づく管理・運営体制の下、生活の場として食堂・浴室・洗濯場を整備するとともに、勉学の場を整備し、寮生ホールの自習室に学習机を設置している。令和3年9月時点の男子寮の充足率(寮生数/定員数)は100%、女子寮は112%となっている。長らく女子寮の充足率が100%を超過していたが、10月から国際寮が竣工したために、充足率が低下するとともに、短期・長期の留学生が宿泊できるようになった(資料3-1-①-1、資料3-2-⑦-1)。

日課として自習時間を設定するとともに、定期試験の1週間前から学寮委員の教員が宿直を行い、低学年の学生を中心に自習状況を確認している(資料3-2-⑦-2)。また、寮生生活に関するアンケートを実施しており、学生寮の勉学の場としての機能を確認している。

#### 【優れた点及び改善を要する点】

# (優れた点)

講義室、演習室、実験・実習室等、図書館、保健室、情報メディアセンターや実習工場・インフラ総

合防災実験棟、総合的河川流実験室等の付属施設及び学生たちの自主的学習スペースが、安全・衛生管理体制の下に円滑に運営されている。また図書館では諸分野において、洋書を含め 12 万冊近くの書籍があり、特に工学分野においては 3 万冊を超える書籍を所蔵し、その他の資料を含め、教育研究のための収集が出来ている。

入学予定者に対して入学前に入学オリエンテーション(教育ガイダンス)を開催し、入学後は担任制度の導入、専攻科には専攻主任を配置することできめ細かい指導を行っている。またクラス経営担任団という担任組織において、学科長や学生相談室員等も加わり担任会議にて学生支援の情報共有を行っている。加えて、障害のある学生に対しては特別修学支援の体制整備が出来ており、必要とされる学生には合理的配慮に基づく支援を行っている。また学生相談窓口として学生相談室と保健室があり、看護師やカウンセラーを配置し相談体制を整えている。各課外活動において、部活動指導員を明確な責任体制の下で配置するとともに、外部指導コーチへの依頼を行い、学生たちの諸活動の支援体制を整えている。学生寮においては寮生生活に関するアンケートを実施しており、教育寮として勉学の場の機能を随時確認している。

#### (改善を要する点)

施設・設備等については、その利用状況や満足度等を学校として把握しているところではあるが、学生たちのよりニーズや保護者への情報公開等、さらなる改善が必要と思われる。また図書館においては、令和元年度までは平日は20時まで開館しており、令和元年度の図書館の入館者数は29,849人、貸出冊数は8,016冊であった。コロナ禍によって、令和2年度より開館時間時間を短縮し、それに伴い入館者数、貸出人数とも減少したが、コロナ禍以降は、防疫を徹底した上で利用者数向上に努めたい。

課外活動設備充実費等による支援も実施しているが、建物の老朽化が進んでおり、抜本的な改善が考慮されている。

# 資料 3-1-①-1

# 「配置図」



出典「明石工業高等専門学校配置図」

# 資料 3-1-①-2

# 「安全衛生委員会」

# 安全衛生委員会規則

#### (設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第13条に基づき、教職員等の 健康及び安全に関する事項について調査審議し、安全衛生管理の円滑な推進を図るため、明石 工業高等専門学校に安全衛生委員会(以下「委員会」という)を置く。

# (調査・審議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 教職員等の健康障害及び危険を防止するための基本となる対策に関すること。
- (2) 教職員等の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生及び安全に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員等の健康障害及び危険の防止並びに健康の保持増進に 関する重要事項

出典「明石工業高等専門学校安全衛生委員会規則 抜粋」

資料 3-1-①-3

# 「施設利用状況調査について」

令和3年8月31日

教職員各位

施設・環境マネジメント委員会 委員長 穐 本 浩 美

施設利用状況調査について(依頼)

標記のことについて、明石工業高等専門学校施設・環境マネジメントに関する規程第 2 条第 2 号に基づき、施設利用状況調査を行います。

つきましては、別添の記入要領を参照の上、調査票に必要事項を記入し、今和3年10月 22日(金)までに会計チーム施設担当(shisetsu.jim@akashi.ac.jp) ヘメールでご提出いた だきますようお願いいたします。

お忙しいところお手数をおかけしますが、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

(本件担当)

総務課会計チーム施設担当 村佐内 線 2023

メール shisetsu.jim@akashi.ac.jp

出典「施設・環境マネジメント委員会 依頼文」

# 資料3-1-3-1

# 「図書館設備 (フロアマップ)」



出典「明石高専 Web サイト」図書館案内>利用案内(学内向け)>図書館利用案内 2021 抜粋」

## 「図書等の整備方針」

#### 因書館規程

第1条 明石工業高等専門学校(以下「本校」という。)に情報メディアセンター規則第3条の規定 に基づき、図書館を置く。

#### 回書館長

- 第2条 図書館に図書館長 (SU下「館長」という。) を置き、本校教授又は複教授のうちから校長が 任命する。
- 2 館長は、校長の命を受け、図書館の管理運営に関することを掌握する。
- 3 任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の孫任期間とする。

(委員会)

第3条 図書館に図書館委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- ② 委員会は次の事項を書贈する。
  - (1) 図書の定義とその利用に関すること。
  - (2) 視聴意資料の収集とその利用に関すること。
  - (3) 研究紀要の刊行及び編集に関すること。
  - (4) その他図書館の管理運営に関すること。
- 3 委員会は、次の委員をもって組織する。
  - (1) 館長
  - (2) 学生主事団の構成員(館長を除く。)
  - (3) 学生課長
  - (4) 情報図書チーム保長
  - (5) その他館長が必要と認めた者
- 4 前条第3項第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任委員の任期は前任者の残りの期間とする。
- 5 館長は、委員長となり委員会を招集し、その職長となる。
- 6 委員会は、委員の過率数以上の出席がなければ職事を開くことができない。
- 7 委員長が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 委員会の事務は、学生課において処理する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営に関して必要な事項は、校長がこれを定める。

#### DH BI

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から実施する。
- 2 この規程制定に伴い、次に掲げる規程は廃止する。

図書委員会規程 (昭和42年4月1日施行)

研究記事編集委員会規程 (昭和42年4月1日施行)

図書館運営規程(昭和40年4月1日施行)

視聴覚委員会規程(昭和46年6月1日施行)

附 頁 (平成 13.3.7)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 頁 (平成14.3.19)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 则 (平成18.1.11)

出典「明石工業高等専門学校図書館規程」

# 「図書等の整備状況」①

蔵書			Collection		視聴覚資料 Collection of			
			図書冊数 Number of Books			Audiovisual		
分	類	Classification	和 書 Japanese	洋 書 Foreign	#† Total	Materials	1日現在	
総	58	General Works	20,094	767	20,861		oril 1, 202	
哲	学	Philosophy	3,917	717	4,634	種類	内 訳 Number	
歴	史	History	9,710	243	9,953	Classification		
社会	科学	Social Science	8,360	371	8,731	VHS	1,178	
自然	科学	Natural Science	15,703	3,198	18,901			
I	学	Engineering	26,560	4,180	30,740	C D	519	
産	業	Industry	1,582	50	1,632	L D	132	
芸	循	The Arts	4,254	237	4,491	DVD	1,402	
語	学	Language	4,358	2,502	6,860			
文	学	Literature	11,312	1,727	13,039			
合	21	Total	105,850	13,992	119,842			

(位) 税更には共産業別係の第主資料的。111条(図書的も、871条、地図、図画、古文書等の物法資料的よまの句)を含む。第主資料には、このほか、第主開係の複数的315種類も100条があり、これらの資料は、本数以外の大学、研究機関等の研究者に必憐している。 Note: General works include approximately 9,000 special materials on Hyogo prefecture (including 8,500 backs, and about 2,500 maps, drawings, and ancient writings)

# 利用状況 Library Use

令和2年度

2020 Academic Year

利用	犬況 Library Use	年間利用数 Annual Total	一日平均利用 Daily Use
入館者数	Users	15,620	60
貸出し人数	Borrowers	1,585	6
貸出し冊数	Books lent	3,496	13
AVコーナー	利用人数 AV comer users		

出典「令和3年度 明石工業高等専門学校 学校要覧 p. 38」

# 「図書等の整備状況」②

	数価告図	k Numb	umber of Books 視聴覚資		
分 類 Classification	和 書 Japanese	评 排 Foreign	iil- Total	Collection of Audiovisual	
Ceneral Works	20,075	767	20,842	Materials	
Pi ? Philosophy	3,901	717	4,618	A8120:41	1111017
歴 史 History	9,702	243	9,945	合和2年4J As of As	mi 1, 202
社会科学 Social Science	8,317	371	8,688	新類	内訳
自然科学 Natural Science	15,652	3,198	18,850	Classification	Number
工 学 Engineering	26,497	4,180	30,677		
產 案 Industry	1,575	50	1,625	VHS	1,178
芸 術 The Arts	4,246	236	4,482	CD	519
游 学 Language	4,352	2,494	6,846	L D	132
文 学 Literature	11,280	1,727	13,007	DVD	1,402
合計 Total (注) 輸記には長東県関係の郷土資	105,597	13,983	119,580		1,102
<ul><li>単上階価の雑誌約355種類4,100 大学、研究機関等の研究者に公開</li></ul>	L-Chi-&L 9,000 special mal	erials on Myogo		£31(令和元)年	œ
including 6,500 books, maps, drawings, and	se .	Sp.	間利用数	2019 Academic Ye 	ar
including 6,500 books, maps, drawings, and 利用状況 Library Us	se .	Sp.		2019 Academic Ye	ar
利用状況 Library Us 利用状況 Library Us	se .	Sp.	間利用数 nnual Total	2019 Academic Ye 	ar
入館者数 Users	se .	Sp.	間利用数 nnual Total 29,849	2019 Academic Ye 	ar

出典「令和2年度 明石工業高等専門学校 学校要覧 p. 30」

# 資料 3-1-3-5

# 「図書館利用案内」



出典「図書館利用案内2021 (リーフレット)」

資料 3-2-①-1

# 「教育ガイダンスに利用している刊行物(学生生活のてびき)」(1/3)

# 目 次

12.0	(a);	1
A	その教育目的、三つのポリシー及び学習・教育到達目標	1
(1)	本校の教育目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
7, 81.5	本料の三つのボリシー	1
(3)	學攻科の三つのボリシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(4)	學習·軟質到達日標	3
2. **	<b>との概要</b>	9
(1)	主な組織	9
(2)	学生生活に直接関係する主な仕事内容	10
3. 接角	· 試験等	31
(1)	シラバス (投資計画) の利用	.13
(2)	モデルコアカリキュラム	.11
(3)	授業時間	11
(4)	学修単位(学校及び自学・自習により履修する科目)	31
(5)	資格・額定料目	11
(6)	4年生以上の選択科目階値	12
(7)	実験・実習中の事故助止	12
(8)		12
(9)	学力補充指導及びオフィスアワーの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(10)	成續評価・単位認定	13
(11)	9 8	13
(12)	E #	13
(120	幸 量	13
. 学生	生活	15
(1)	請予載	15
(2)	学生狂	17
(3)	欠席・公欠等の国	17
140	学校行事	17
(5)	出席停止	18
(6)	基風警察発令時の授業	20
173	学生への連絡・通知	20
	服装・職物	20
(9)	M M	21
(10)	ユームルームの管理	21
	自動車及び自転車の使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	自動車運転免許取得	21
	100 TEA 100 PAGE 100 PAGE 11 TANIS	

# 資料3-2-①-1

# 「教育ガイダンスに利用している刊行物(学生生活のてびき)」(2/3)

6444	型化化 建放火 医性胆过敏 ,这些知识
	学生生誌等各連貨幣引能・通学能明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	契護・飲飾
200	Therefore we will be a second and the second and th
(16)	17 February 1997
2222	高度の防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0.0000	原 5 物
24175 3417	1厚生支援
	高等学校等就学支援会(1~3年生对象)
	高校生等基学給付金(基学のための給付金)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	高等教育の修学支援制度
	授業料集隊及び衝収額予
	與学企制度
	健康診断。採胱室
	学生相談・カウンセリング
	ハラスメントの防止
	贝赛共済給付制度 
100 10200	食堂・走店
	<b>8</b> M
	利用時間等
	利用E
	V. T
45/33	話書の課し方
	视聴觉資料の利用
	貸出計数×期間
12.50	肾香草購入希望
7.7	提賽如內配資訊
	『センター
10,000	利用時間等
	体照日
	ネットワーク利用
1022	利用上の注意
234 17 52 2	センターの収備
2000	集 署
(1)	
1000	日間・生活
	外出・外由・
	ト吉助
	2・設備の利用
6.8.3	教室、実習室等施設

# 資料 3-2-①-1

# 「教育ガイダンスに利用している刊行物(学生生活のてびき)」(3/3)

<ul><li>(5) 女子学生更衣室</li><li>(6) 服务更衣室</li><li>(7) 課外教育活動用</li></ul>	
<ul><li>(5) 女子学生更衣室</li><li>(6) 服务更衣室</li><li>(7) 課外教育活動用</li></ul>	
<ul><li>(6)服外更衣薬 …</li><li>(7) 課外教育活動用。</li></ul>	
(7) 跳外教育活動用	
4.4 March 54.1 - 88 at 7 44.04	<b>力設備・儀品</b>
11. 専攻科に関する特別:	の事項
(1) 男改科の修了要	¥
(2) 工学基礎研究	
(3) 專政科特別研究	
(4) 専攻料インター	>>>7
(5) 專收科海外研修	
	している料目の修存
(7) 他の教育機関で	度程した単位 1
Control of the second s	
12. 連 路	
(1) 進 字	
(2) 就 職	
	新·大学編入学出願票。大学院入学出願票。末職業 ·······
13. 責格	
<ul><li>(1) 資格・検定科目</li><li>(2) 卒業後の資格等</li></ul>	
14. 2 10	
(1) ± # ·····	
1111	***************************************
15. 授業料等の続付 …	
(1) 桂里縣	
(2) 貨官料	
(3) 學生会費	
(4) 学生業経費	
16. 学校の歴史	
17. 学生歌・応援歌 …	

出典「学生生活のてびき 令和2年度 目次」

# 「選択科目の履修に関する説明資料」(1/4)

# 選択科目履修の手引 分和2年度 4年生用 明石工業高等専門学校

# 「選択科目の履修に関する説明資料」(2/4)

選択制について

雅器工事

選択制実施のねらいは、学生各人にとって関心の深い教料の動態をすることによって、より豊か な数義とより高度な専門知識を身につけ、めぎましい技術革新に対応できる能力を養うことにあり ます。単に与えられた知識を身につけるという受容の動態だけでは得られない登底。工夫する自主 的能力と深い関係力を育成できるようにしたいという願いをこめています。

具体的な内容は以下のページに記載されていますが、最后と内容を十分明解して遊供受講し、学 生通野の熱意をこめた努力により最大限の成果を挙げることを開持します。

# [字)修单位1

学修単位は、大学などの高等教育機関で実施されており、1 単位を修得するのに 4 時間の学習が 必要です。学校での講義を 15~30 時間、学校や家庭での日学自習を 30~15 時間行うことになって います。

# (市格料用)

定められた資格を取得することによって、単位を認められる料目が各学科で開盟されています。 配当学年は5年で、中部中期は別途通知します。誰しくは学科のガイダンスで説明します。

# 「選択科目の履修に関する説明資料」(3/4)

# 成量評価および単位の取扱い

#### 1. 成時代評価

選択科目の成晶評価は、受講順を提出している料目についてのみ行う。

- 2. 単位の影動い
- (1) 選択科目について、学年権了要件においては、一般科目と専門科目を相正に単位の報告は できない、(注1)
- (2) 選択科目の単位をもって必修科目の単位に充当することはできない。(注2)
- (3) 国際学年の業務修了に必要な選択科目は、評価系の前、幅に選ぶものとする。
- (4) 第4字列において修得した専門選択科目は、第5字年の専門選択科目修得単位に算入する。
- (5) 第4学年において値得した数学概論は、第5学年の一般選択科目修務所括に加入する。

# ※ 注1、注2【学業成績の評価等に関する規程より抜粋】

- 第11条 当該学年における講教施丁の要件は、第1学年から第4学年までの各学年については 次の(1)から(3)を、第5学年については(1)から(5)のすべてを満たすこととする。
- (1) 大郎時数が各科日及び特別活動について定める時数お書であること。
- (2) 当該学年の標準修務終日のすべてについて、第 点未満の終日がないこと。
- (3) 当該学年までの標準修得単位数の合計から9単位を減じた単位数以上を、標準修得科目で 修再していること。
- (4) 早業研究が60点以上であること。
- (5) 人学以後の自由無限時日を除く條件単位数が、一幅時日 15 単位以上、専門時日 12 単位以上を含め、合計で165 単位以上であること。
- 2 小菜の製件は、第5学年の課程修了の製件を満たすこととする。

# 「選択科目の履修に関する説明資料」(4/4)

# 受講手 統 き 1. 受講願の記入について (1) オリエンテーションでの仕意事項に従い記入すること。 (2) 教育課程表に定められた選択科目の必要単位製以上を受講できるよう選択すること。 (B) 受講を希望する時日にはCFDを、希望しない科目にはXFDを、受講希望欄に記入すること。 (一般料目については、受講師の指示に従うこと。) また、各自の記録のために控えにも記入しておくこと。 (4) 受講解は重要書類のため、ペンで明確に記入し、訂正をした場合には訂正月を押すこと。 2. 受講顧の報出期期 所定の用目までは、各学科の散務委員へ提出すること。 <前期、適年> - 専門科技 4月16日 (A) 17:00 ※後期の選択科目については、短途を行します。 3. 受講解が和信について 受講願提出に降に選択科目の履修を取り終す場合は、連やかに選択科目開修取消願(学報担任 印・林田和当教印度が必要) を学生課業資料当に提出すること。

出典「選択科目履修の手引 令和2年度 4年生用」

## 「クラス経営担任団会議資料」

# 担任団の目的(目標)

- (1) これまで一人ひとりの担任がそれぞれのやり方で進めていた担任業務を、20人の担任団で意思 疎通をはかりながら互いにサポート出来る体制を目指します。そのことにより学生が抱える問 題の早期発見や事故の未然防止、学生個々の希望の実現に向けた支援を行います。
- (2) 担任の指導を円滑に進めるために、かつ学生に指導上の不公平感を抱かせないために、教室管理の共通指導項目を設定し学習環境向上に対する指導の質を均しくします。
- (3) 学生相談室と協働することで学生に関する情報を素早く正確に共有し、学生の抱える問題の解決に注力します。

#### 業務内容

- (1) 学生の動向把握
  - ・日々教室に足を運んでいただき学生との対話や教室管理を通して、学生の動向把握をお願いします。
  - ・生活面や学習面で気になることは早めに保護者へご連絡お願いします。
  - ・クラス学生のマナーの指導、教室の清掃指導や確認をお願いします。
  - ・上記の内容で情報共有が必要なことは担任会議でご報告お願い致します。
- (2)担任会議の実施
  - ・各担任からの連絡報告及び全員で情報共有を行います。
  - ・会議後半では担任および学生相談室員の先生方の持ち回りで話題提供者となっていただき勉強 会の時間を作ります。

#### 担任の先生方へのお願い

- (1) 担任会議 (3ページ目参照) の2日前までに作業台の「情報共有シート」への記入をお願いします。なるべく詳しく具体的にお書きください。「情報共有シート」への記入は SharePoint 上で行っていただき、各自の PC へ保存はなさらないようお願いします。
  - \* SharePoint » クラス経営担任団 » 2020 年度 » 情報共有シート また持ち回りで議長・書記をしていただきます。議事録のフォーマットをご利用の上、会議後 に SharePoint 上で議事録を作成いただきますようお願い致します。
  - \* SharePoint ≫ クラス経営担任団 ≫ 2020 年度 ≫ 担任会レジュメ&議事録
- (2) 学生の出欠の把握をお願いします。クラス学生の緊急連絡一覧作成をしていただき学科長等、教務学生チームにお渡し下さい。緊急連絡一覧の様式は自由ですが以下の情報は必ず入れて下さい。
  - ① 学生の自宅住所
  - ② 学生の自宅電話番号
  - ③ 学生の携帯電話番号
  - ④ 学生の携帯メールアドレス

- ⑤ 学生のGメールアドレス(リストの中に学籍番号を記入いただける場合は不要)
- ⑥ 緊急連絡先を複数(保護者の携帯電話番号やメールアドレス、職場の電話番号等でできれば4つほど)
- (3) 別紙のとおり、日々の出欠確認をお願い致します。
- (4) 些細なことでも気づきがあれば担任会議で他の担任とも共有してください。
- (5) 大きな案件はおひとりで抱えずに主幹(もしくは相談室長、学科長、一般科目長)に相談してください。
- (6) 学生、保護者に対しては丁寧な応対を心がけてください。
- (7) 2017 年度より副担任制度がなくなりましたので、学科への連絡や相談、HR の依頼などは学科 長にお願いします。
- (8) 出張や休暇等でご不在の際は学生対応に支障が出ないよう学科長等と連携をお願いします。長期出張、特に海外出張の場合は穐本へも事前連絡をお願いします。
- (9) 担任会議を欠席なさる場合は穐本まで事前連絡をお願いします。

出典「令和2年度担任会議(令和2年4月)資料」

資料3-2-2-2

# 「オフィスアワーの整備」

# 学力補充指導及びオフィスアワーの活用

定期試験の成績が良くなかった学生に対しては、担当教員の判断により学力補充指導を行いますので積極的に活用してください。また、全教員がオフィスアワーを設け、どのような相談にも応ずる体制を取っていますので、分からないこと、悩み事などについて遠慮なく活用してください。

もちろん、オフィスアワー以外はだめということではなく、授業の前後の休み時間や放課後でも教員に時間的余裕があればかまいません。

しかし、授業中に聞きたいことがあれば、できるだけすぐその場で積極的に聞くようにしてください。それによって授業そのものが活性化されるでしょう。

出典「学生生活のてびき令和3年度 P.16」

資料3-2-2-3

# 「資格試験・検定試験の支援体制」

# 資格・検定科目

資格の取得または、検定で一定以上の成績を修めることにより、単位を認定される科目が開設されています。認定に必要な資格・検定及び認定される科目は、以下のとおりです。なお、単位認定の申請時期は、5年生の後期です。詳細はシラバスで確認してください。

# 資格科目一覧

具加打日 晃		
認定される科目	単位	認定に必要な資格・検定
TOEIC IJ	1	TOEICテスト430点以上で1単位とする
TOEIC II	2	TOEICテスト500点以上で2単位とする。
TOEIC III	3	TOEICテスト650点以上で3単位とする。
「熱管理」	2	エネルギー管理士
「電気電子資格Ⅰ」	1	電気主任技術者:第三種 または
		工事担任者:AI・DD総合種
「電気電子資格Ⅱ」	1	電気主任技術者:第一種または第二種
「情報資格Ⅰ」	1	情報処理技術者試験
「情報資格Ⅱ」	1	情報処理技術者試験
「測量学IV」	1	測量士補

出典「学生生活のてびき令和3年度 P.53」

資料3-2-2-4

# 「外国への留学に対する支援体制」

# フィリピン高校留学

フィリピンはアメリカ・イギリスに次いで世界で3番目に英語を話す人口が多い国です。関西国際空港からの渡航時間も4時間程度と日本から近く、近年では企業における語学研修先として注目されています。フィリピン私立大学最高峰であるデ・ラ・サール大学付属高校(DLSU)が研修の舞台となり、通常授業を受けるほか(すべて英語)、スポーツ交流やスタディツアーなど多彩なプログラムで構成されています。本研修が行われるのは9月ですが、その前の5月にまずDLSUの学生が本校へ来校します。本研修に参加する学生は「バディ」として積極的に交流してください。「5月の受入れ+9月の派遣」セットで参加し、グローバルな交友関係を広める足がかりとなることを期待します。過去の研修の様子は、本校のYouTube チャンネルでチェックしてください!

●対象 2年生、3年生

# タイ高校留学

本研修は、2019 年 2 月に本校と学術交流協定を締結したチュラポーン王女サイエンスハイスクール (PCSHS) のトラン校を派遣先とした今年度開設の研修です。PCSHS は、タイ国内 12 の地域に設置されている男女共学の全寮制の中高一貫校です。タイ南部に位置するトラン県は、県土の約 2/3 が国立公園に指定されており、空港(クラビ)からトラン校への道中には広大な天然ゴム農園が広がっています。かつて国際交易の拠点として栄えた歴史から華僑・華人が多く暮らす地域でもあり、生活や食事などからはその文化の影響を読み取ることができます。PCSHS トラン校は PCSHS の中でもトップクラスの学校であり、海外に出ていく「グローバルな」生徒も多く在籍しています。本研修では、PCSHS 生徒と一緒に化学や物理、ロボット、コンピュータなどの講義に参加し、議論し、プレゼンするだけではなく、音楽やダンス、文化などをとおして密に交流する時間が多くとられています。また、週末には PCSHS 生徒宅でのホームステイ体験も予定されており、学内外で濃密な 2 週間を過ごすことになるでしょう。

●対象 2年生、3年生

# アメリカ大学英語研修

さまざまな文化や人種が交差し、文学、音楽、アートなどにおいて独特な風土を育んできたアメリカ南部。その中で、ミシシッピ大学は広大なメインキャンパスを抱える総合研究大学で、古き良きミシシッピを意味する「Ole Miss」の愛称で知られています。多様な国籍や専門分野の学生が学ぶキャンパス内で行われる本研修は、将来、アメリカの大学への進学を希望する学生はもちろん、エンジニアとして世界を舞台に活躍したいと考えている学生に最適の研修と言えます。

●対象 3年生以上(8/18 時点で18歳以上に限る)

# Overseas Community Project

OCP は、カンボジアで開発途上国の現状を学修するとともに、現地住民の方へボランティア支援を行います。また、パートナーとして、シンガポールのテマセクポリテクニックの学生と協働して活動を行います。専門性を活かせる小学校建設(水道を引く、外壁を塗る、タイル貼りなど)の傍ら、小学生に英語を教えたり、スポーツ交流をしたりなど、現地の小学生との心の触れ合いも体験します。現地住民への寄付支援活動や、HIV 感染者が隔離されている村落訪問、ゴミ集積場の見学など、地球的課題について学生同士議論する場も設けられます。

●対象 3年生、4年生、専攻科1年生

出典「明石高専 WEB サイト\_グローバル事業>海外への学生派遣>研修の種類」

資料 3-2-3-1

# 「外国人留学生規程」

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学則第 57 条の規定に基づき、外国人留学生(以下「留学生」という。)の入学、教育課程その他に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学)

- 第2条 留学生は、原則として、第3学年に入学を許可するものとする。
- 2 留学生は、定員外とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、タイ国チュラポーン王女サイエンスハイスクール中学校課程相当 を修了したタイ政府奨学金留学生については、第 1 学年に定員内として入学を許可するものと する。

(教育課程)

- 第 3 条 留学生の教育課程は、その留学生に適合するように特別に編成することができる。 (授業料等)
- 第 4 条 国費留学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。 (チューター及びレジデントアシスタント)
- 第 5 条 学校生活及び個人生活について留学生に助言を与えるため、チューター及びレジデ ントアシ スタントを置くことができる。

(事務処理)

第6条 留学生に関する事務は、学生課において処理する。

(学則等の準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、学則及び学内諸規則を準用する。

附則

出典「明石工業高等専門学校外国人留学生規程」

資料 3-2-3-2

## 「チューター制度実施要項」

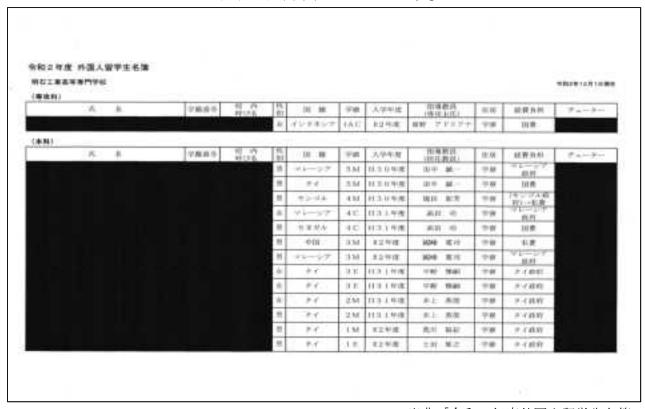
- 第1 明石工業高等専門学校外国人留学生規程第5条のチューターについては、この要項の定めるところによる。
- 第2 チューターは、外国人留学生について、当該留学生と同一学級の学生の中から、指導教員 (寮生の場合は、指導教員及び校長補佐(寮務主事))の推薦に基づき校長が委嘱する。
- 第3 チューターは、その職務に関し、必要に応じ指導教員(寮生の場合は、指導教員及び校長補佐(寮務主事))の指導を受けるとともに、毎月チューター報告書(別記様式)を校長に提出しなければならない。
- 第4 チューターには、予算の範囲内において、前期及び後期の2期に分けて謝金を支給するものとする。
- 第5 この要項に定めるもののほか、チューター制度の運用に必要な事項は、その都度定める。

附則

出典「明石工業高等専門学校チューター制度実施要項 抜粋」

資料 3-2-3-3

「留学生指導教員・チューター一覧」



出典「令和2年度外国人留学生名簿」

# 「障害のある学生への支援」(1/2)

#### 明石工業高等專門学校特別條学支援要項

平成21年6月10日 制定

(B.60)

第1 この要項は、「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推 連に関する対応要額」に基づき、障害のある学生に対し、障害の状態に応じて一人ひとりの教育 的ニーズを的確に把握し、障害による修学上の困難の改善及び京服に必要な特別修学支援(以下、 「支援」という。)を適切に行うための体制整備を目的とする。

(実施の把握及び報告)

- 第2 学級担任者しくは専攻主任又は指導教員(以下「学級担任等」という。)は、在籍学生の修学 実施の把握に努め、支援を必要とする学生、又は障害があると診断されていない学生においても、 その機能を示す学生がある場合には、途やかに学生支援オフィス長へ報告するものとする。
- 3 学生支援オフィス長は、看護師及びカウンセラーの意見を聴取するとともに、必要に応じて医師の判断を仰いだ上で、校長、教務主事及び学生主事へ報告するものとする。 (支援の要請等)
- 第3 障害があると診断された学生又はその信息を示す学生(以下「要支援学生」という。)は、保 護者と連名により、特別修学支援申請書(別紙1)に、仮郷の診断書を指付した上で、学級担任 等を経由して校長へ支援全要請することができる。
- 2 教務主事は、前項の要請があった場合には、保護者、要支援学生、学生支援オフィス長、要支援 学生の学級担任等及び看護師を交え、必要に応じて医師の判断を仰いだ上で、支援について協議 する。

(特別核学支援委員会)

- 第4 特別條学支援に関する次の事項を審議するため、特別條学支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。
  - (1) 特別継学支援チームの設置に関すること。
  - (2) 特別條学支援に対する理解の促進に関すること。
  - (3) 特別様学支援に伴う施設・設備及び活用に関すること。
  - (4) その他必要な事項
- 2 委員会は、次の各分に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 教商主事
  - (2) 早生主事
  - (3) 学生支援オフィス長
  - (4) クラス研宮主幹
  - (6) 学生相談主長
  - (6) 要支援学生所属の学科長
  - (7) 要支援学生の学級担任等
  - (8) 学生課長
  - (9) 者護師
  - (10) その他教務主事が必要と認めた者
- 3 委員長は教務主事をもって充て、学生主事は委員長を補作し、委員長に事故あるときには職務を 代行する。

(特別様学支援チーム)

第1 委員会が必要と認めたときは、要支援学生ごとに特別様学支援チーム(以下、「チーム」という。)を設置する。

# 「障害のある学生への支援」(2/2)

- 2 チームの構成異は、次のとおりとする。
  - (1) 学生支援オフィス長
  - (2) クラス研営主輸
  - (3) 学生相談定長
  - (4) 要支援学生の学級担任等
  - (5) 要支援学生の状況に応じ、所属学科の学科長、看護器及びカウンセラー
  - (6) その他教務主事が必要と認めた者
- 3 学生支援オフィス長は、チームの構成員の活動を観話する。
- 4 教務主事は、学生支援オフィス長からの報告に基づき、その任を終えたものと判断した場合はそのチームを解散する。

(チームの役割)

- 第6 各チームは、学生支援オフィス長を統括者とし、その指示のもとで、次の事項を行う。
  - (1) 保護者及び必要な場合は医師との連携協力体制を構築すること。
  - (2) 学生の障害の状態を把握すること。
  - (3) 支援の内容を協議し、合理的配慮に基づき具体的な特別修学支援を策定し、実施すること。
  - (4) 学籍内及び関係部署で支援に対する理解の促進を図り、支援の構織を整えること。
  - (B) その他、支援に関する必要なこと。

(特別條学支援計画書)

第 7 支援の内容を明確にするため、学生支援オフィス長は特別様学支援計画書(別紙2)を作成し、学生相談室において管理する。

(特別條学支援記錄)

第 8 適切な支援を継続的に行うため、学級担任等は、特別條学支援記録(別紙3)を作成し、学生相談室において管理する。

(事務)

第9 この特別條学支援に関する事務は、学生課において処理する。

附 制 (平成 21 年 6 月 10 日)

この要項は、平成21年6月10日から施行する。

財 制 (令和3年5月10日)

- 1 この要項は、合和3年4月1日から施行する。
- 2 学成21年6月10日新定の「身体障害又は発達障害のある学生に対する特別修学支援要額」は、 廃止する。

出典「明石工業高等専門学校特別修学支援要項 抜粋」

# 「学生相談室の支援対応」

# 学生相談・カウンセリング

本校に在学する間、学習、学校生活、課外活動、寮生活、家庭生活、交友関係、性の問題、人生観、進路 等のいろいろな問題に直面し、自分一人では解決できないような悩みを持つことがあるでしょう。 そのようなときに、問題の解決の手助けをするために、次のような学生相談制度を設けています。

# ○ 学生相談室

(1) 利用案内

水曜日(14:00~18:00)、木曜日(13:00~17:00)に開室しています。

#### (2) 学生相談室相談員

学生相談室では、8名で相談に応じます。相談がある際は、相談室員へ直接連絡してください。相談員は次のとおりですが、4月以降に本校HPにて確認してください。

			氏 名	電話番号	メールアドレス
松	塚	直	樹(学生相談室長)	6198	n-matsu@akashi.ac.jp
周	Щ	大	慶(学生相談室員)	6 1 3 0	suyama@akashi.ac.jp
黒	田	秀	教(学生相談室員)	6083	h. kuroda@akashi. ac. jp
井	上	英	俊(学生相談室員)	6 1 1 9	hinoue@akashi.ac.jp
丸	尾	博	司(学生課長)	6 0 4 2	gakusei-kacho@akashi.ac.jp
岩	本	智	裕(学生課課長補佐)	6 0 4 6	iwamoto@akashi.ac.jp
Щ	端	宏	果(看護師)	6 0 4 8	h.kawabata@akashi.ac.jp
森	脇	雅	子(カウンセラー)☆	6 2 8 3	m.moriwaki@s.akashi.ac.jp

- 注) 1. 電話番号については、078-946- の後に続けてください。
  - 2. メールと電話は、予約に使用してください。原則としてメール、電話での相談は受け付けません。
  - 3. ☆印のあるカウンセラーは臨床心理士の資格を持っていますので、カウンセリングや心理検査などが受けられます。カウンセリングの予約は、m. moriwaki@s. akashi. ac. jpまでメール送信してください。

出典「学生生活のてびき令和3年度 P.30」

資料3-2-4-2

# 「保健室の支援体制」

## 健康診断・保健室

#### ○ 健康診断

学校保健安全法に基づいて、毎年4月に、学生の定期健康診断を実施します。

この健診は、学生の健康保持、増進をはかり、学校教育の円滑な実施とその成果の確保を目的としているので、全員必ず受診してください。

感染症の発生、その他必要と認められる場合には、臨時に健康診断を行うこともあります。正当な理由 や届出なしに健康診断を受けないときは、奨学生の推薦や諸証明の発行を停止することもあります。

#### 〇 保健室

学生の健康の保持管理のために保健室があり、看護師が常勤しています。保健室では学校内で発生した 疾病、傷害等に対し応急処置を行いますから、身体に異常を生じた場合、または負傷した場合は速やかに 申し出て手当を受けてください。また、随時健康相談に応じていますので、気軽に利用してください。

出典「学生生活のてびき令和3年度 P.30」

資料3-2-4-3

# 「ハラスメント等の相談体制」

# ハラスメントの防止

ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメントをいいます。セクシュアル・ハラスメントは、相手を不快にさせる性的及び性差別的な言動であり、アカデミック・ハラスメントは、教育上、研究上、修学上の権力関係又は上下関係等を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいいます。このような行為などの結果、勉強や活動をするうえで何らかの不利益を与えられたり、それが繰り返されることによって学校生活環境が著しく悪化するようなことがあってはなりません。加害者にも被害者にもならないように、十分注意してください。学生がハラスメントを受けた場合は、一人で悩まないで、友人、家族、先輩、校長、担任、クラブ顧問、その他の教職員、カウンセラーなど自分の信頼できる人に相談(メール、手紙でもよい)してください。

また、本校ではハラスメント相談員を置いています。相談員は次のとおりです。

			氏 名	電話番号	メールアドレス
松	塚	直	樹(学生相談室長)	6198	n-matsu@akashi.ac.jp
周	Щ	大	慶(学生相談室員)	6130	suyama@akashi.ac.jp
黒	田	秀	教(学生相談室員)	6083	h. kuroda@akashi. ac. jp
井	上	英	俊(学生相談室員)	6119	hinoue@akashi.ac.jp
丸	尾	博	司(学生課長)	6042	gakusei-kacho@akashi.ac.jp
山	П	貴	子(総務課課長補佐)	6022	ytakako@akashi.ac.jp
岩	本	智	裕(学生課課長補佐)	6046	iwamoto@akashi.ac.jp
中	村	陽	介 (技術教育支援センター技術専門職員)	6 2 0 5	yosuke@akashi.ac.jp
Ш	端	宏	果(看護師)	6048	h.kawabata@akashi.ac.jp

注) 電話番号については、078-946- の後に続けてください。

出典「学生生活のてびき令和3年度 P.31」

資料 3-2-4-4

# 「奨学金・授業料免除等の支援」

# 高等学校等就学支援金(1~3年生対象)

高等学校等就学支援金とは、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当し、家庭の教育費負担を軽減するものです。申請により、就学支援金が授業料を支援するものとして国から学校に支払われます。これにより授業料年額234,600円から就学支援金を差し引いた残りの額が授業料として前期・後期に徴収されます。また、所得に応じて就学支援金の加算支給があります。算定基準については、以下の「1. 就学支援金・授業料の概要」を参照してください。

# 1. 就学支援金・授業料の概要 (授業料年額 234,600円(月額換算額19,550円))

区 分 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調 整控除の額 (保護者等合算額)	就学支援金 支給月額	授業料月額換算 負担額
A 30万4,200円以上の世帯 (支給対象外)	0円	19,550円
B 15万4,500円以上~30万4,200円未満の世 帯	9,900円	9,650円
C 0円(非課税)~15万4,500円未満の世帯	19,550円	0 円

#### 2. 申請方法について

インターネットを通じての申請となります。区分B、Cに該当し、申請をする場合、保護者等の個人番号が分かる書類のコピーの提出が必要となります。

# ※留意事項

- ① 区分は保護者全員(父・母両方)の合算額で判定します。
- ② 届出後に婚姻またはその解消等により、保護者に変更がある場合は速やかに届け出てください。
- ③ 留年(休学・留学は除く)で在籍が36ヶ月を超える場合は、対象となりません。

# ※高等学校等家計急変支援金(1~3年生対象)

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金又は 学び直し支援金の支給額に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況をもとに算出される就学支援金 に相当する額を支給するものです。

※保護者の離婚、死別により収入が減少する場合、定年による離職は、本制度の対象となりません。

#### ※高等学校等学び直し支援金

1~3年生で高等学校等就学支援金新制度対象者であった者のうち、高等学校等を退学又は転学した 経歴があり、高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者について、就学支援金に相当する 額を支給するものです。

# (2) 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)

高等学校等(1~3年生)に入学する生徒のいる世帯のうち、一定の要件を満たす世帯を対象として、

授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯区分に応じて、奨学給付金を支給することにより、高校 生等の修学を支援する制度です。**高等学校等就学支援金(授業料への援助)とは別の制度で、該当者は別 途申請が必要です。**なお、この制度については、他の奨学金と重ねて受けることができない場合があり ます。

申請方法は、保護者等の居住地の都道府県ごとに異なるので、留意してください。

#### ○支給要件

以下の要件を全て満たす世帯の保護者等が対象となります。

- ①高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金制度の対象である高校生等の保護者等であるこ と
- ②保護者等全員の市町村民税所得割が非課税(0円)又は生活保護受給世帯であること
- ※対象となる高校生等が児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している場合は、措置費(見学旅行費又は特別育成費に限る。)が措置されていないことが条件となります。

# (3) 高等教育の修学支援新制度

4・5年生、専攻科生であり、申込者本人および生計維持者が住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯を対象とした新制度です。授業料減免と日本学生支援機構給付型奨学金があわせて受給可能です。 支援を受けられる対象者および減免額、支給額は以下のとおりです。

支援対象者	拉米利尔女姐	給付奨学金			
又饭 利 豕 伯	授業料減免額	自宅	自宅外		
住民税非課税世帯	234,600円	17,500円	34,200円		
住民税非課税世帯に準ず る世帯	住民税非課税世帯の	2/3または1/	3の減免・支給額		

多様な家族形態があることから、支援対象となるかどうかの詳細については、日本学生支援機構の進 学資金シミュレーター (https://shogakukin-simulator. jasso. go. jp) よりご確認ください。

# (4)授業料免除及び徴収猶予

- 1~3年生で以下に該当する場合は、授業料免除を申請することができます。
- ・授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は

入学前1年以内)に学資を主として負担している保護者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

- ・高等学校等就学支援金制度の36ヶ月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない 学科3年生以下の者であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ・就学支援金制度の対象とならない者で、授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者 の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ・高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により、就学支援金による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者

※ 詳しくは、本校HPの学生生活のてびきより、規則(11)授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程、(12)授業料免除者等選考基準を参照してください。

# (5) 奨学金制度

1. 日本学生支援機構貸与奨学金(旧日本育英会奨学金)

日本学生支援機構は、育英奨学事業を行っている機関です。

① 奨学生の募集

貸与奨学金の募集は、年1回(4月)行われます。受付期間、手続の要領については、その都度掲示等によりお知らせします。

- ② 奨学金の貸与・給付月額
  - (1) 第一種奨学金(無利子貸与)

奨学金は、入学年度、自宅通学か否か、及び低学年( $1\sim3$ 年生)か高学年( $4\cdot5$ 年生・専攻科生)か、により貸与月額が異なります。

区 分	学年	入 学 年 度	自 宅	自宅外
学 科	1~3	2021~2019	21,000円	22,500円
	4 · 5	2018, 2017	45,000円	51,000円
専 攻 科	1 • 2	2021, 2020	45,000円	51,000円

- \*上記の貸与月額の他に、 $1 \sim 3$ 年生は10,000円、 $4 \cdot 5$ 年生・専攻科生は30,000円 の貸与月額も選択することができます。
- \*4年生に進級の際、月額が増額されます。
- \*4・5年生・専攻科生は、給付奨学金との併用の場合は貸与月額が減額になることもあります。
- (2) 第二種奨学金(有利子貸与)
- $4 \cdot 5$ 年生、専攻科生については、自宅・自宅外通学、入学年度に関わりなく月額20,000円 から120,000円の間で1万円単位で選択し、貸与を受けることができます。また、第一種と併せて借りることもできます。
- (3) 緊急採用・応急採用

家計を支えている者が、失職・破産・会社の倒産・死亡等又は火災・風水害による被災等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合には、第一種・第二種奨学金とは別の基準により、貸与を受けることができます。

- (4)入学時特別增額貸与奨学金(有利子貸与)
- 4・5年生に編入学した者において、第一種奨学金については入学年月又は本機構が定めた年月、第二種奨学金については入学年月を始期として奨学金の貸与を受ける者に対し、希望により基本月額に増額(100,000円から500,000円までの10万円単位で選択)して貸与を受けることができます。

奨学金の交付後の手続きについては、交付決定後にご案内します。

出典「学生生活のてびき令和3年度 P.27~29」

資料3-2-4-5

「いじめ防止・早期発見の体制整備」

# いじめ防止等基本計画

明石工業高等専門学校では、国の基本方針及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドラインに則り、「明石工業高等専門学校いじめ防止等基本計画」「明石工業高等専門学校いじめ対処マニュアル」及び「明石工業高等専門学校いじめ防止プログラム」を策定しました。いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの認識を持ち、いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめが確認された場合には迅速かつ組織的に問題の解決に取り組みます。

- 明石工業高等専門学校いじめ防止等基本計画
- (重大事態へのフロー図)
- 明石工業高等専門学校いじめ対処マニュアル
- 明石工業高等専門学校いじめ防止プログラム

出典「明石高専 Web サイト\_学生生活>いじめ防止等基本計画」

# 資料 3-2-5-1

164	155	03年度递路指導年間	144	100
				FM 10
A Included the same the		parter from part		1 IT TOWN THE WARRANT
C W T CHEERING		C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-C-	THE TRANSPORT	PT- HANNES
			100 - 27 - 100 - 1	ELITOREME
			TTTTWINGER	
V. — community		Complete Complete	THE RESIDENCE AND ADDRESS OF THE PARTY OF TH	CERTIFICATION
DESCRIPTION		The second secon	OTTO PRINT	
FITTER FROM CARLIERY OLDOS	NUMBER OF STREET	THE REST PROPERTY.	CTERROTOR .	OF THE RESERVE AND A STATE OF THE PARTY.
O BERNARDA COMO E MARINA O BERNARDA A A A MARINA MENSALA DE REPORTE DE PERO COMO DE PERO COMO DE PERO COMO DE REPORTE DE PERO COMO DE PERO COMO DE PERO COMO DE REPORTE DE PERO COMO DE PERO COMO DE PERO COMO	of Maria and Carlotter of Maria	And the base of the state of th	CONTRACTOR	PROBLEM DES
The second secon		本語の かから 関本 2000 またの報告的の。 を は は 2000 また 2000 また 2000 であった。 の は 2000 であった。 1000 では 2000 では 2000 では 2000 であった。 2000 では 2000	□ 中では日本の大学を開発を 中では、「中では日本のでは日本のでは「日本のでは日本のでは日本のでは日本のでは日本のでは日本のでは日本のでは日本のでは	A.T. of the special process of the special pr
		の対象を記された。 ・ 可能を受ける。 ・ 可能を受ける。 ・ のを表現した。 ・ のを表現した。 ・ のを表現した。 ・ のを表現した。 ・ のを表現した。 ・ のを表現した。 ・ のを表現した。 ・ のを表現した。 ・ のでものを、 ・ のでもので、 ・ のでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	は、可以は日本が日本ででは、日本の かったのかには、「年本の日本のは日本日本の のはいった。」「年本の日本のは日本日本日本 日本の日本の日本の日本の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	THE STATE OF THE S
400 - 100 E-1011 - 100 E	THE RESERVE AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE	THE RESERVE OF THE PARTY OF THE	大変を担ける。 大変を対しても変します。 大変を対しています。 大変をが、 大変をがをが、 大変をが、 大変をが、 大変をがをがをが、 大変をが、 大変をが、 大変を	
	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	中の一般に対している。	中の (中の (中の ) (中	中では、中では、中では、一般では、中では、一般では、中では、一般では、中では、一般では、中では、一般では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中

出典「Teams 027\_クラス経営担任団」

# 資料 3-2-6-1

# 「課外活動の組織・規定」(1/6)

# 1. 学生会傘下の活動

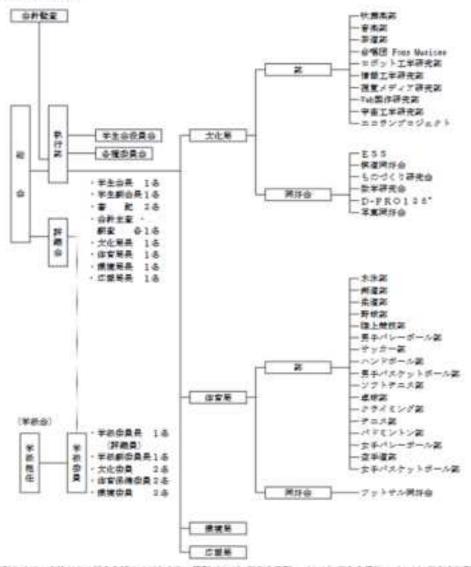
# 9. 課外活動

辛生会は、半生の自腐的な活動を通して、自主性・拡展性の困難をはこめとする人間形式に関するための指定であり、半生会員がその情式見です。

※生命活動を一部の投資にまかせて存載するのではなく、学生ひとりひとりが、自分たちの学生命であることを目覚し、学生命活動に課制的に参加すべきです。

また、学生会には以下の実活動があります。実活動は、任意だけでは得られたい体力、技術、光麗、影響等が得られ、また、集団の中の個人の夜野を目覚し、友情を育て、強い精神力を集り最適の場です。自分の許む方面の実活動に理解的に影響してください。また、一度入った実活動は是後まで続けるとうに認力してください。

# 学生会器線の振英



財師しくは、米牧科学の学生生活のてびをより、規則(1 5)学生会課例。(1 6)学生会規約。(1 7)学生会規約。 (1 3)学生会長・阿顧会長者業職別。(1 9)学術会規則を設備してください。

- 41 -

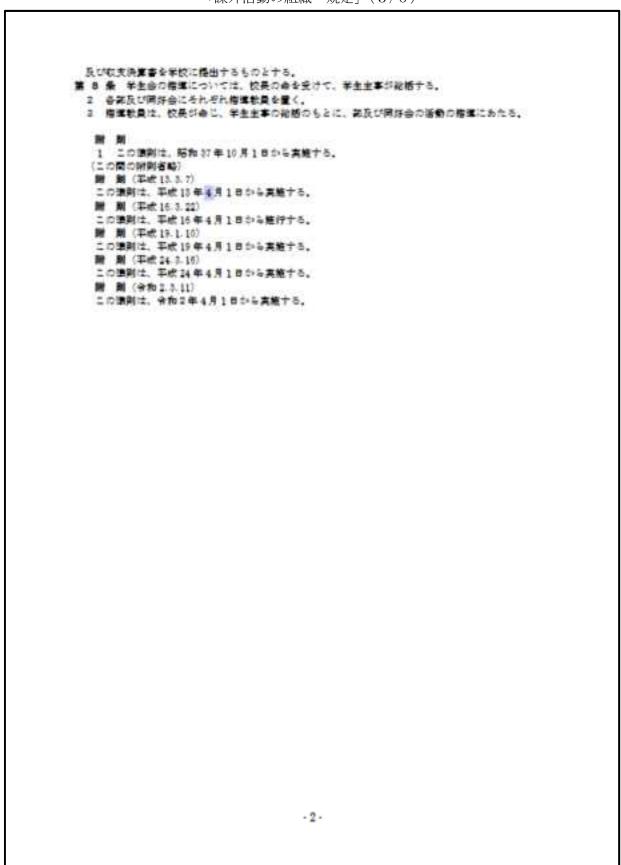
# 「課外活動の組織・規定」(2/6)

# (15) 学生会準則

- 第 1 条 孝生会は、学校の宿園のもとに、学生の自発的な活動を通じて、その人類形成を動長し、高等 専門教育の目的造成に資することを目的とする。
- 第 2 条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならな
  - (1) 学生生活を楽しく、憂かで規律返しいものにし、よい校里をつくる程度を乗う。
  - (2) 検金な競技や豊かな戦策を着い、首任の体長を図る。
  - (3) 心身の健康を助長し、会職を活用する態度を開う。
  - (4) 学校生活における美丽の活動に静態的に参加し、自主性を育てるとともに、美丽生活において協力 し、長生的に行動する際皮を着う。
  - (3) 学校生活において自治的能力を続うとともに、公民としての資質を向上させる。
- 第 3 最 単生命活動を行うにあたっては、つぎに掲げる事項を遵守するとともに、後令および挙到、単 金貨幣をの産学校の定める路板幣に進伏してはならない

  - (1) 学生会は、学校の教育方針に関す、学校の教育使命の造成に寄与しなければならない。(2) 学生会は、本裏の目的使命に関す、その目的を造取し、学園の秩序を長す行動を行ってはならない。
  - (3) 学生は、学生会の複雑についてつねに張い関心をはらい、その姿勢に健康的に参加しなければなら 2215
  - (4) 学生会は、会費の設置に基づいて適當されなければならない、まないかなる場合においても、個人 の思想。真心等に関する基本的な自由を使してはなるない。
  - (8) 学生会は、学科新教を行うにあたっては、学校の景範と模様を受け、学生会の目的の範囲的におい て行動しなければならない
  - (8) 学生会は、その首的使命の建成上必要があり、かつ、学生会の音生性が阻害されないと認めて学校 が承認した場合にかぎり、単外団体に加盟することができる。
- 第 4 最 単生命は、単生全員をもって構成するものとする。
- 学生は、入学と同時に学生会の情感費となるものとする。
- 第 5 乗 早生会に、総会、評議会、教行師、役員会、房、第及び同注会を置く。
- 2 始命は、少なくとも年1回開催するものとする。
- 3 評議会は、米級ごとに提出された評議員をもって情報し、米生会の復言に関する重要事項を事業する ものとする。
- 4 教行器は、学生会の会語を地理する。
- 疫費会は、学生会規約に定めるものとする。
- 島の種類は、学生会統約に定めるものとする。
- 第をその活動内容に応じて報告数の課長が開発会にわける。
- 5 学生は、その希望によって第長び開好会に所属するものとする。
- 雲 6 条 年生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても関議とする。
- 2 規約中には、企なくとも次の事項を記載しなければならない。
  - (1) & (2) #
  - 的
  - (2) # \*
  - (4) 祖
- (8) 軟行部の種類、任務及びその任業
- (6) 総会、評議会、役員会の機能と権限
- (7) 第、第及び同野会の種類とそれらの結構
- (8) 会費に関すること。
- (9) 会計に関すること。
- (10) 校長の最終決定権や報告の教養の指導に関すること。
- (11) 金織の経典に関すること。
- (12) 家長び同好会活動の連絡開催に開すること。
- (18) 基単に関すること。
- (14) 会議、会等、会計、基準等の複製に関すること。
- (15) 事業計画及び予算決算に関すること。
- (14) 最初の改正に関すること。
- (17) 級的報効の無きに関すること。
- 第 7 最、学生会は、毎年度、事業計画書および収支予算書について学校の承認を受け、文文事業報告書

# 「課外活動の組織・規定」(3/6)



#### 「課外活動の組織・規定」(4/6)

# (16) 学生会规約

#### 第1章 総 別

- 第 1 条 本会は、明石工業高等専門学校学生会と称する。
- 第 2 条 半生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等 専門教育の目的達成に資子ることを目的とする。
- 第 3 条 学生会は、耐気の目的を実現するために、次の目標の連成に努めなければなるない。
  - (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい収集をつくる。
  - (1) 情全な機能と多かな軟能を養い、個性の伸長を図る。
  - (3) 心身を練遊し、余根を活用する。
  - (4) 学校主活における集団の活動に接種的に参加し、身主性を育てるとともに、重数協力の精神を養う。
  - (8) 学校生活において自主的能力を着い、ちって民主的な社会人として資質を向上させる。
- 第 4 条 学生会活動を行うにあたっては、油金および学剤、学生透剤その他学校の定める路規則に進択することなく、また学校の秩序を属すようなことがあってはならない。
- 第 5 条 本会は、明石工業高等専門学校学生の全員をもって構成され学生は入学と同時に本会の構成員となるものとする。
- 第 6 条 合員は、一定額の合業を輸入しなければなるない。ただし、災害等特別な事情がある場合は、 その全額さたは一部を免除することができる。
- 第 7 乗 本会には、学生会租当教員が置かれる。
- 第 8 条 半生会は、半生生事により能振される。
- 第 8 条 学生会の展及が第・同様会は、顧問教費の指揮をうける。
- 第10条 統約の制定、統約の変更。各年度の事業計画、収支予算書等重要を総決事項については、学校 の承認を受け、また事業報告書および収支決算書を学校に提出するものとする。

#### 第2章 组 章

- 第11条 本会の目的連続のために次の程準を置く。
  - (1) 学生総会
  - (1) 評議会
  - (3) 教育案
  - (4) 半生会役員会
  - (8) 島および第・開好会
  - (6) 会析發度
  - (7) 各種委員会

#### (執行器)

- 第12条 参行部位、学生会長18、同期会長18、書配28、会計主要・創査会18、各局長18とする。学生会長おとび創会長の福出は、全会員の直接機能により、書配おとび会計は、学生会長おとび創会長の会議により福出し、評議会の承認を得て参考するものとする。
- 第13条 教行等は、学生総会、評価会の義決事項を執行し、その任務を状のように定める。
  - (1) 会長は、学生会を代表し、会務を被格する。
  - (2) 顧会長は、会長を複雑し、会長に事数があるときは、その任務を代替する。
  - (1) 書記は、各種の会離就録を保管し、その他の庶務を取扱う。
  - (4) 会計は学生会の出納事務、予算、決算、その組合計に関する一般事務を取扱う。
- (8) 局長の任務については、第 20条、第 40条、第 41条に定める。
- 第14条 教育器の任期は、毎年4月に始まり、翌年3月に終る。ただし会計主査を除いて再任を妨げない。

#### (解会)

- 第16条 学生の総合(以下「総会」という。)は、半会の是実際決極関であり、会員は、田家する最初 を含う。
- 第16条 定期総合は年1回、原則として4月にこれを聞く。
- 第17条 航時総会は、次の場合に関く。
  - (1) 評議員の2分の1以上が必要と認めたとき。
  - (1) 全会員の3分の1以上が必要と認めたとき。
  - (1) 教行課員の1分の1以上が必要と認めたとき。
- 第18条 総会は、発見が報義し、開発の提挙は、総会関係の3日前に行わなければならない。ただし、 緊急の協合はこの限りではない。
- 第19条 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。

#### 「課外活動の組織・規定」(5/6)

第20条 始命の趣長、劇趣長は、学生会委員が行うものとする。

第21条 始命の離決は、出席命員の通事数をもって成立する。質習同数のときは離長が決める。

#### (評議会)

- 第22条 評議会は、各学祇園出の各1名の評議員をもって構成される。
- 第23条 拝務会は、祕会の代行路換機器として、学生会の運営に関する重要事項を書稿決定する。
- 第24条 評酷会に評難会区階による近朝難長会1名を置く。
- 第25条 概要は、評解会を代表し、評議会を知義する。劇職長は職長を補作し、職長事故あるときはこれを代押する。
- 第28条 次の各号の一つに該当するときは評議会を舞かなければならない。
  - (1) 会長の英雄があったとき。
  - (1) 評議員の3分の1以上の書が必要と認めたとき。
  - (5) 職長が必要と認めたとき。
- 第27条 評議会は、6日前までに期日、場所、議題を公示して買くものとする。
- 第28条 評議会は、全評議員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 第29条 評議会の議院は、出席職員の過事数をもって成立し、質習問款のときは議長が決する。

#### (委員会)

- 第30条 執行的は、本会の目的造成のため必要に応じて各種委員会を置くことができる。
- 第31条 学生会員は、各種会員会に協力会加し、目的達成に努める。
- 第32条 第30条に定める各種委員会は、それぞれ変傷をたは学生会長の保任により、委員長1点を選出し、全社必要に応じて書記・会計を選出する。なお、委員長はその委員会の議長を兼ねるものとする。
- 第33条 第32条に定める委員長は、各種委員会を代表し、学生会委員おとび教育部員と密接な機能を 保つとともに確宜委員会を結集して、その目的機能に努める。
- 第34条 第32条に定める書配は、会員会の確事を記録係者し、その定務を取扱う。

#### (学生会役員会)

- 第34条の2 学生会役員会を次のように定める。
  - (1) 執行部員および役員を招集し、定期的に役員定例命を行う。
  - (2) 投資には全命責がなる権利を持ち、希望者は学生会長にその首を届け出ることにより、学生会長から任命される。
  - (3) 役員は、必ずいずれかの際に関し、執行部員の下で活動しなければならない。また、学生会の運営 する各行事に積極的に携わり、任じられた役員を全うしなければならない。
  - (4) 上記のことに答しく違反していると学生会長が認めた場合。役員会を適じてその役員を罷免することができる。
- (8) 投資を終める場合年度末に手続きを行う。それ以外の時期に終めることは原則として認めない。

#### (局および部・同好会)

- 第35条 学生会の目的造成のため、局活動を行う。
- 第38条 吊は、文化局、体育局、機械局、広報局を置き、体育局と文化局の下に部及び同好会を置く。
- 第37条 局に居長、劇局長各1名を置き、学生会長および割合長の合義により適出し、評職員の承認を得て委集するものとする。ただし、会長を兼ねることは出来ない。
- 第38条 第2節員の立通による節長及び会計責任者を置き。例好会に同好会員の立通による代表者及び 会計責任者を置く。
- 第39条 競長の任期は1単とする。都長及び同評会代表者の任期は定めないが、変更された場合は学生 会書記に届けなければならない。
- 第40条 易長は、馬の最高責任者であり、各部を依括する。
- 第41条 局長は、筋の臓器を見と密接な接触を保つと共に、節相互関の調整連絡のため適宜連絡会を主催するものとする。
- 第42条 第長及び同時合代表者は、第及び同時合を代表して顧問教員と密接な接触を保つと共に、原長主権の連絡合に出席して第及び同時合権主義の連絡にあたる。
- 第43条 部の新設は、同好会の格上げをもってのみ行う。
- 第44条 部及び維持会の新数、合併および廃止は評議会の概を確て総合の景配を要する。

# 第3章 会計・予算・決策・事業計画

- 第46条 本会の予算業はよび事業計画は、学生会委員および執行節員がこれを作成し、総会の承認を得なければならない。
- 第46条 本命の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第47条 本合の合要は、年額4、800円とし、8月、10月の1回に分換するものとする。
- 第48条 創除

## 「課外活動の組織・規定」(6/6)

```
第49条・本命に入命するときは、第47条に定めた合要の他に入命金3、000円を5月に納入しなけ
 ればなるない。
第50条 一旦納入した会費および入会会は、原則として返還しない。
2 命費納付前に休学する者は、月割計算により休学当月の翌月から復学音月の前月までの命費を免除す
 る。ただし、体学の目が月の初日である場合は、体学当月から免除する。
3 合資納付款に学年の中途で過半する書は、月割計算により過半当月の翌月からの会費を免除する。
第51条 本会の会計は、翌年4月総会において決算報告をしなければならない。
第52条 本会の会計は、評議会が英求したときは、中間報告をしなければならない。
  第4章 会計監查
第53条:会許監査は、本会のすべての会許経理を監査する権利および趣能を育し、必要なときは、評趣
 会分とい発会に報告する。
第64条 新会の目的権政のため、必要なときは、いずれの迅速に対してもその権命する書頭を提出させ
 ちことができる.
第65条 会計整要は4名とし、評酷会の支援により選出する。ただし、学生会長・創会長及び会計主査・
 顕著の開發経験のあるものは会計整要になることが出来ない。
  第5章 規約の改正
第66条・金金員の3分の1以上、または評議員の3分の1以上の要求があったときおよび学生会長から
 その長輩があるときには、規約の改正をたは設定を書稿するため、総会を費かなければならない。全会
 費の通事数の賛成により規約を改正することができる。
第57条 本規約に付除する御別の数定および改正は、評額会の趣味による。
  第6章 リコール朝
第58条 評議員の3分の1以上、または全会員の3分の1以上の要求があったときは、執行部員の部任
 会事職するために、始命を関かればならない。全命員の選挙数の養成により、執行部員は解任される。
  第7章 権利停止興議申し立て権
第69条 会長は、会員おとび都・同時会が概約、御駒おとび平生会活動の達仗、妨害をした場合には評
 羅金の象節を経て権利なとび活動の停止をすることができる。
第60条 第39条にもとづいて会員および部・開拝会が権制停止の処会をうけた場合。その会員および
 第・同好会は異議寺し立て権を育する。
  附到
  本規約は、筋約40年4月1日より実施する。
 (この間の財別省略)
  謝 副 (平成15.3.7)
  この規約は、平成13年4年1日から実施する。
  謝 期 (平成16.3.22)
  この規約は、平成15年4月1日から旅行する。
  爾 類 (平成19.1.10)
  この規約は、平成19年4月1日から実施する。
  爾 爾 (平成24.5.16)
  この規約は、平成24年4月1日から実施する。
  贈 類 (令和2.3.11)
  この規約は、金物2年4月1日から実施する。
  附 劉 (会和 5.2.15)
  この規約は、金和3年4月1日から実施する。
```

出典「明石高専 Web サイト\_学生生活>学生生活のてびき(令和3年度版)」

# 資料 3-2-6-1

# 「課外活動の周知・呼びかけ」

# 2. 各種コンテスト等

本校ウェブサイト等でも周知する他、各イベント担当の教員などが学生へ周知、参加呼びかけ。

# 課外活動

明石高等の学生は、授業以外にも、学年ごとの各種研修や由主的にチャレンジする各種コンテストへの参加、また数・同好会や学生会活動などに活発です。これらの活動を通じて、技と教養が高まり、協調性が襲われれます。そして、様々な交流を通じて、技術者としての人格が育ちます。

各種研修 各種コンテスト 節・同好会 学生会

# 令和3年度のスケジュール

	日曜
文化発表念	開催日: 令和3年10月2日 (土)
高寿ロボットコンテスト	RDBOCON2021近畿地区大员 開催日: 令和3年10月31日(日) 堰所:明石工業高等専門学校 ROBOCON2021全国大会 開催日:令和3年11月28日(日) 堰所:両国国技館
全国高専プログラミングコンテスト	第32回プログラミングコンテスト 本選:令和3年10月9日(土)~10月10日(日) 場所:秋田総合生活文化会館・美術館アトリオン ※本校出場者なし
全国高専デザインコンペティション	全国高等専門学校デザインコンペティション2021 本選:令和3年12月4日(土) 場所:新日本造様ホール及びHIアリーナ(オンライン開催の場合もあ り)
6専英語プレゼンテーションコンテスト	近畿地区高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト 開催日:令和3年11月20日(土)〜11月21日(日) 堀所:オンライン開催 第15回全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト 開催日:令和4年1月22日(土) 場所:オンライン開催
弯等体育大会	第58回近畿地区高等専門学校体育大会 関催日:ラグビーフットボール競技以外:6月26日(土)~7月18日 (日) ラグビーフットボール競技:11月13日(土)、11月20日(土) 第56回全国高等専門学校体育大会 関催日:ラグビーフットボール競技以外:8月20日(金)~9月5日(日 ラグビーフットボール:令和4年1月予定

文化発表会 各種コンテスト 高専体育大会

出典「明石高専 Web サイト\_学生生活>課外活動」

## 「課外活動に供する施設」(1/4)

# 10. 施設・設備の利用

施設・設備の利用については、その使用目的を考慮した上で適当と判断されれば認められます。した却って、 事前に所定の「施設・設備使用許可額」を学生類に提出してください。(英語動で使用が認められている施設・ 設備については所定の「純活動許可額」を学生類に提出してください。)

部活動等で衣握くまで脳狭り、最後に動主等を適出する場合は、恋を聞め、情好してくだかい。

なお、建物や備えつけの器具は大切にし、汚したり破損したりしないよう、十分に注意してください。基合 によっては、非償しなければならないこともあります。もし載って破損したときは、直ちに学生課まで連絡し てください。

#### (1) 教室・実習室等施設

使用時間は20時までを原則とします。ただし、施設設備の使用機程、使用心得が変まっている施設設備に ついては、各使用機器、使用心得によります。

1. 卒研・製炭等正課で使用する場合(学科生)

(平日)

20時以降は樹葉飲養立会い(胎導下)のもと許可します。

ただし、22時一型日7時に使用する場合は、所定の構式「時間外施設・設備使用許可額」により指導 動員の許可を得て、当日の15時までに学生器へ提出してください。

(十億日・日曜日・休日)

2 0時以降は事前に指導数長の許可を得てください。指導数量立金い(指導下)のもと許可します。 ただし、2 2時一型日7時に使用する場合は、所定の様式「時間外施設・設備使用許可額」により指導 数量及び学科長の許可を得て休みの前日の1 5時までに学生類へ提出してください。

2. 卒研・製図等正理で使用する場合 (専攻料生)

(平日)

原則、1の学科生の場合と同様ですが、平日の20時から22時までの時間帯において以下の条件を進 たす場合に関り、指導動員の立会いなしで研究宣等の利用を認めます。

- ①工学基礎研究・専攻科特別研究が目的であること。
- ②研究室等の施設の利用にあたっては、年度当初に所定の「専攻料施設使用許可服」に必要事項を記入 し、相導數員の承認印を得た上、学生課に届けること。
- ②危険を伴う可能性のある実験を実施する場合には、指導軟質の立会いが必要であることから事務に指 導軟質に連絡すること。
- ②研究主等の機の管理をきちんとすること。
- ⑥学生証を常に携行し、警備員から掲示を求められた場合は、途やかに提示すること。

ただし、2 2時一型日子時に使用する場合は、所定の様式「時間外絶数・設備使用許可難」により指導 教員及び事攻主任の許可を得て、当日の1 5時までに学生難へ提出してください。

(土曜日・日曜日・休日)

2.0時以降は事前に指導動員の許可を得ておいてください。指導教員立会い(指導下)のもと許可します。

ただし、22時一盟日7時に使用する場合は、原定の様式「時間外施設・設備使用許可難」により指導 数量及び導攻主任の許可を得て、休みの前日の15時までに学主課へ提出してください。

3. 顔活動等で使用する場合

相導動員等を経て、当日の15時までに研定の様式「施設・設備使用許可疑」もしくは「部活動許可疑」 により学生課へ提出してください。

土曜日・日曜日・休日に使用する場合は、休みの前日の15時までに提出してくだおい。

また、20時以降の使用の場合は、1と同様の手続きをとってください。

4. その他

①雑銭後、緊急の財務のため製金・実容重等を使用する場合は、製造員まで申し出てください。 ②雑銭後の学会の出入りは、所定の雇から出入りしてください。

- 42 -

#### 「課外活動に供する施設」(2/4)

②管理長いる器の貸出しを受けるときは、学生証を提示し、「確貸出策」に必要事項を犯入のうえ借り受け、 同格が済みしたい適やかに返却してください。 母り受けた確は、他に報貸しないでください。

#### (2) 体育施設

動員の管理下にある森外活動、ボームルームの運動日等以外における体育結及びグラウンド等の体育施設の 利用時間は、投資期間中の12:10~12:56です。基体な以外は利用しないでください。

- 1. 体育館の利用について
- ①土足敏禁です。
- ②下軟箱を利用し、支償に能を助置しないでください。
- ①下鉄箱内に載などを放置しないでください。(放置された靴などは処分します)
- ②プロアのでの飲食は禁止します。(各種で課業するジャグや水気もフロア外に置き、プロア外で未分補 給を行ってください)
- ①アイシングをフロア内で行わないでください。
- ②電影培養は風で揺られると扱れるので、風の強い自には、恋を開けたまま培養を務めた状態にしないよう 注意してください、培養を開める場合には、必ず恋を開めるようにしてください。
- 意使用した器具は、必ず所定の倉庫等に関してください。

#### く星休みの利用についてン

- ・利用時間は12:10~12:55です。
- ・上記体育館の使用のルールを守ってください。
- ・用具(ボール等)は自分で用意してください。(数重や廊下など校舎内での用具(ボール等)の使用は禁止します。)
- ・体育部内の照明は充行させないでください。
- ・カーテン (暗察) は関けた立まで使用してください。
- 主利用状況に問題があった場合は、利用できなくなります。

#### < トレーニングルームの利用について>

- 販売の管理下にある業外活動等のみ。按用を許可します。
- 投棄期間中の平日は18:10一使用を許可します。
- ・投資期間中の基体みの利用はできません。
- 声音主流では利用できません。

## 2. その他の体育施設の利用について

- 利用時間は投票期間中の12:10~12:55です。
- 体育施設利用のマナーを守り、利用終了時に施設等を整備し、売通りに募してください。
- ・用具(ボール等)は自分で用意してください。(数金や窓下など較合内での用具(ボール等)の使用は禁止します。)

#### (3) 研修室等福利施設

- 研修室、既外活動共同室、物室、小台橋室、台橋室(以下「研修室等」という。)の使用に当たっては、この心得を遵守しなければなりません。
- 2、経修童等を使用できる者は、本校の学生、磁量及び校長が許可した者です。
- 3. 前線室等の使用時間は、原剤として9時から19時までです。ただし、特別の理由があると貼められるときは、この限りではありません。
- 4、研修宣等を使用するときは、学生時間第35条に定める施設・飲命使用許可額を事前に学生既に提出し、使用許可を受けてください。
- 5、新絵室等を使用するに当たっては、次の事項を動守してください。

#### 「課外活動に供する施設」(3/4)

- (1) 許可を受けた施設、目的、目時以外は使用しない。
- (2) 施設、設備、信品は大切に取り扱い、信品等は野可なく移動させ、又は重外に持ち出さない。なお、 被接した場合は、途令かに挙生義へ届け出る。
- (3) 火気の取扱いには、十分注意する。
- (4) 使用役は、整理、整領、情様、戸締り、清灯等の役は未をし、必ず施統する。
- (6) 使用終了後は、学生就に終了の報告と確の返却をする。ただし、動態時間外の場合には、警備員に終 了の報告と縁の返却をする。
- 6. 研修宣等の使用に当たって、管理上支障があると認められるときは、使用許可を取り活すことがあります。
- ※ 詳しくは、本校HPの学生生活のてびきより、規則 (20) 福利施設使用規程を参照してください。

#### (4) ロッカー

学年始め(4月)に軽重内のコッカーを各自の番号で指示し、質与します。その使用に当たっては、次の事 項を遵守してください。

- ロッカー及びその分質的は、丁寧に取り扱ってください。万一、破損した場合は、使用者にその損害の弁債を求めることがあります。
- 2. ロッカー内に危険物や生き物を入れないでください。
- 3. 各自で必ず確を用意し、使用してください。
- 4. 報義式終了後、指定する日までに、ロッカー内の品物を必ず持ち得るとともに、縄を取り外してください、学年終了後ロッカーを移動させることがありますが、その際ロッカー内に残っている品物は、学生展で処分します。

#### (5) 女子学生更衣室

- 1. 女子学生更衣室(以下「更衣室」という。)を使用できる者は、本校の女子学生に限ります。
- 2. 更欢意は、更欢の目的以外のことに使用することを禁じます。
- 3、更衣室は、7時から22時まで静靜範距による入室できます。
- 4. 夏女室内のロッカーは、学生鑑から指定された位置にあるものを使用してください。
- 5. 夏欢童は各自提示等により定められた日に清掃し、常に清潔に保ってください。
- 6. 更衣室の施設及び備品等の適正な維持管理に努め、承接又は減失したときは、直もに学生既に基出てください。この場合、破損又は減失したものの一部又は全部の費用を弁償させることがあります。
- 7. 更数能的では、次に掲げる注意事項を守ってください。
  - (1) 大気及び電気器具は使用しないこと。ただし、ブール又はシャワー使用後、便を乾燥させる目的のためのヘアドライヤーの使用及び夏季の扇面機使用は、大災予防に方金の注意を払うことを条件に特に認めます。
  - (2) 更衣室内では、飲食しないでください。
  - (3)更次室内に影動及び裏外活動用具を放置しないでください。放置された物品については、速失物として処理するので、影動は各自のロッカーに収拾してください。
  - (4) 使用者は、使用後火気に注意し、窓の整路、清灯等を確認のうえ、夏衣室を透室してください。
- 8、その他。必要な事項については、学生主事の指示に従ってください。

#### (6) 屋外更衣室

対外軟合の機外軟育活動の際に利用できる施設として量外更な豊があります。使用する場合は、学生規則第 3 5条に定める施設・数備使用許可關を事情に学生機に提出して使用許可を受けるとともに、次の使用上の注意事項をよく守ってください。

## <使用上の注意事項>

- 1. 雑飲、飲養、備品は大切に取り扱ってください。
- 使用表は、室内を整理のうえ、戸籍りをし、学生館に構り返却をすること。ただし、平日17時以降及び土曜・日曜・祝祭日は、警備員に繰り返却をしてください。

「課外活動に供する施設」(4/4) 3. 施数、数据、商品を取損苦しくは減失した場合は、速やかに学生際に届け出てください。 (7) 課外教育活動用の設備・備品 学生就に貸出し用のビデオカメラ2台、デジタルカメラ2台があるので、大いに利用してください。なお、 使用の際は事業に学生館で手続きをし、使用上の注意事項を十分に守ってください。ただし、使用状況によっ ては、質与しないことがあります。 - 45 -

出典「学生生活のてびき令和3年度 P.42~45」

「課外活動指導体制」

展	第一関係会	0918			传通	1 数 页	8		
		<b>秋黄条</b>	○ <b>#</b> #	大角	黑田	平野			
П		を の	O AFF	£Υ					
П		<b>不但</b> 不	○無料	北川					
П		<b>448</b> Fons Munices	O MP	車統	土田				
П	-	ロボット工学研究室	O AY	大概	Ste	野村			
П	×	使第二学研究家	O 3500	中井					
		提覧メディア研究第	○ 小笠原						
六		<b>7</b> 企製作研究第	C ±B	纯什	tom				
大化器		中直工学研究第	○ 梶村						
		ニコランプロジェクト	〇 大森	與中	中井				
П		推進開訴会	O 298	本提					
П		ものづくり研究会	○ 岩野						
П	-	ESS	0	16.4					
П	同好会	数学研究会	○ <b>#</b> #						
П		D-PRO135	○ 本様	大幅	拉宫				
		<b>宝宝</b> 网络会	0 65	松田					
		水法等	のお根	爱部	集班	美田			
П		<b>州東京</b>	○ 中川						
П		表理家	○ 小井	11.85	<b>SE</b> [4]	松富			
П		交手官名	○重新						
П		野球記	○ 後藤	荒川	老九	練田			
П		陸上競技家	〇 掲Ħ	石柱	大角	£	田中		
П		男子パレーボール第	OID	券上 (一)	角野	里拖	#T		
		女子パレーボール第	O MA	25.42	mn.		28(1)		
存實施	æ	ハンドボール祭	○ 租所	操本	神田	水器			
6		男子パスケットボール部	○小野	生田	老川	Me.	±w	中國	page a
		女子バスケットボール部	CIR	2.00	-		T.M.	414	
П		<b>在</b> 學說	○ 開业	小笠原	免	本板			
П		カライミング第	○ <del>1</del> -2	中無					
П		テニメ客	ा संदर्भ	岩野	長尾				
П		パドモントン部	○ <b>本</b> 田	鉄田	野村	<b>#</b> =			
П		サッカー部	○ 加羅	大坂	图样	45			
П		ソフトテニス第	○ 井上 (英)	大器	24	松田	22		
	同符合	ファトナル開訴会	OIM						

出典「明石高専 Web サイト\_学生生活>学生生活のてびき(令和3年度版)」

# 資料 3-2-6-3

「課外活動に対する支援活動の内容が分かる資料」(1/4)

# 1. 外部指導コーチの配置

毎年度部活動指導教員の要請に基づき、専門的技術指導等を行う外部指導コーチとして、地域の経験 者等に依頼している。

指導者氏名・記活動名・住所	指導内容	指導期間	回義
(男子パレーボール第)	企成大会、確認試合のベンチスタッフ 大会的のコーチング及びベンチワータ開整 公式大会の管理者利益	令和2年 4月 ~ 令和3年 3月	18
(剣蓬部)	1) 毎週水曜日、基半階官、地階官、かかり階 古の商庫を行う。 3)7月の近畿地区高海体育大会及108月の金園 高海体育大会前においては、試会に特化した 稽古都等を行う。6月。7月は、月10回戦度、 指導を行う。6月。7月は、月10回戦度、 指導を行う。6月。7月は、月10回戦度、 指導を行う。6月。7月は、月10回戦度、 指導を行う。6月。7月は、月10回戦度、 利益を極終させ、高寧原義後、長く何道を継 続できるように指導したい。 4明さく元気に、孔極正しく、楽しく。戦し くを超野さく元に、孔極正しく、楽しく。戦し くを超野なりを認念をもって労働する力、また教 長十ることや真剣に打ち込む集中力等を養 い、自分の走路に生かせるようにする。	令和2 年 4 月 ~ 令和3 年 3 月	14
(金唱器 Pons Musicae)	・経育店 ・素書報的以上び音楽的表現 ・演講会 (文化発表会・高等祭等) プログラ み情式 ・その他音楽・声楽に関する実験的歌音	令和2 年 4 月 ~ 令和3 年 3 月	12
(金唱器 Fons Musicoe)	<ul> <li>・五島報釈対上び音楽的表現</li> <li>・清賞会(文化是素会・高等祭等)プログラム情報</li> <li>・清賞会・カンテスト等における男演物権</li> <li>・指揮法</li> <li>・音楽程施</li> <li>・その他音楽に関する実践的助言</li> </ul>	令和2 年 4 月 ~ 合和3 年 3 月	2
(車球部)	・東非の基本技術、効率的な確認法、容易した技術を試合で生かす方法、最終および心情 えなどについて意義を行う。	令和2年 10月 ~ 令和3年 3月	34

出典「令和2年度部活動指導者一覧 学生課資料(住所・氏名除く)」

資料3-2-6-3

「課外活動に対する支援活動の内容が分かる資料」(2/4)

理者氏名・花活動名・住所		45 IN 100 PM		-
(茶提款)	程準的容 字を(食子を)の損害のも、かなる事業な機	信運期間	4.8	20:
(帝理判/	間までの高層の物理を授を行う。また、音か	今旬3年	4.29	
	せて日本生体に対ける心の時を力、立然情報 の任力など和助終をの心のある方について数	a manage of the same		
	をする。	令和4年	3月	1
	7.085%			
(男子ペレーボール報)	公式大会、推定試会のペンテスタップ 大会的のローテング及びペンタフーと課題	分和 年	4.9	
	ム式大会の教育事件員	分和4年	3.3	
		Diet +	9.29	34
漢子パンーボール部。	以元大会、建宣教会公庫 <b>恢</b> 查的	分和 年	4.8	_
女子パレーボール戦)	教性规则建筑和政	is too the	10.79	
	コートオブイシャル物理	帝和4年	3.5	١.
		in the second	7075.1	34
(無道記)	以母妻主義的、董士安吉、老安吉、5·6·0 章	金色 年	4.5	
	古の際電を行う。  計算の行動を図案電車官力会及5%月の全面	-	0.000000	
	<b>主意在官大会都</b> 上301寸位,就会让转化100	帝和4年	3.5	
	管を物質を行う。6月、7月12、月12世間意 物質を行う			
	計画理を含す単生に対し、共通体表、正しい			
	無理の理解など、直定立動性、長く無理を使 使できるように管理しない。			2-
	が明さく元年に、北通正しく、美しく、戦し くら物料として物理し、参いことに立ち向か			
	う無論も中間会をもって行動する力、また我			
	発することや重要に打ち込む集を力等を要 い、自分の生存に生かせるこうにする。			
(事長がなかりとが一た数)	Lind	合和3年	4.9	_
女子パスケットガール裏	・デースに対ける動物	Dies +	4.0	
	・健壮力会等に対ける実践指揮	帝和4年	3 A	Ι.
	・ルール・書詞技術 ・その他バスケットボール加えび学校スポー		92,025,011	1
	ジニ関する美別的教育			
(e'48 fran Municon)	- APS	令和)年	4.8	
	・美命和死分上び音楽的意思 ・演集会 (大正発音会・高電器等) プログラ			
	<b>△機成</b>	考和4年	3月	2
	- その他事長・声長に関する原始的物書			
(993 fone Shoices)	・高春報刊が上の事業的所任	令和1年	4.8	-
	・演奏会 (大応是原会・高電影響) プログラム機 成	-		
	・食養会・コンテスト等における実践障解 ・物理法	令和4年	3.月	- 5
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
(直線器)	・産業の基本技術、特別的な接管後、管所に	分和3年	4.5	
(400)050000	な世界を終金で生かで大き、動き対とび心権 えなどについて管理を行う。		3.0	
		分和4年	3月	3-
(女子ペレーボール報)	4人間会手パレーガールの物質的物理 4人間会手パレーガールの物質、複質軟合等へ	分和1年	5月	
	CAM	~	100	34
		分和4年	3.月	"

出典「令和3年度第2回学生委員会会議資料」

## 資料3-2-6-3

「課外活動に対する支援活動の内容が分かる資料」(3/4)

#### 2. 課外活動設備の充実

# 令和2年度学生委員会議事要録

校長	学生主事	事務部長	学生課長	課長補佐	学生担当	182 元
日時	令和2年11月	18日(水)	14:35~	17:25		
蟒 所	セミナー室					
出席者	学生主事: 森下 学生副主事: 松 学生委員: 工藤		鬼 次	常)野村		
資料	2 合和2年度課が 3 学生表彰推薦 4 学生会規約等 5 スポーツ大会 6 高専祭関係 7 各種コンテス 8 令和2年度遊費	改正數 関係 ト関係	要望一覧表			

# 第9回職事要録

## 1 令和2年度後期授業料免除について

令和2 年度後期投棄料免除のうち、修学支援新制度に申請中であった5名のうち4名の結果について、回収 資料1に基づき説明があり、承認した。残り1名については辞過する旨説明があった。

## 2. 令和2年度課外活動設備充実費について

令和 2 年度課外活動設備充実費について資料 2 に基づき順位付けを行い、D-PR0135°、水泳館、パドミントン部からの要求物品を購入することとした。テニス部・ソフトテニス部から要望のあったパーゴラについては高額であることからこの予算での購入は見送り、営繕事業で要求することとした。宇宙工学研究部の天体望遠鏡は順位が 2 位であったが見積をとったところ、どの業者からも納期が未定との回答があったため、今年度の購入は見送ることとした。

出典「令和2年度第9回学生委員会議事要録 抜粋」

資料 3-2-6-3

# 「課外活動に対する支援活動の内容が分かる資料」(4/4)

# 令和2年度 課外活動設備充実費要望一覧表

2976	代表觀		要求物品名	Mile	82	華田定政	±M	職入予定額 (職込)	糖入決定 (构込)
秋曲泉部 富田	<b>#</b> III III		1. ソプラノサヴソフォン	YAMAHA YSS-678	1	412,500	412,500	317,525	
			2. トロンボーン	4280	1	445,500	443,500	298,485	
			3. 7%-+	YAMAHA YFL-817	1	264,000	294,000	203,280	
			#				1.122.000		
宇宙工學研究部	RH H	*	大体望遠鏡	Vixen SXD2 PFL-SD115S	1	756.800	756,000	585.200	
D-PR0135 <sup>1</sup>	*# #	•	1. パーソナルコンピュータ	Washookpra	1	273.680	273,680	250,580	237.000 C
		2.9プレット	Pad sir	2	87,780	175,540	197,560	164.560 C	
		ar .				449,240			
写真用好在	松田 安	ı	カメラ・レンズ	Navor Z6 24-70 FTZマウントアダプターキット	1	338.250	338.250	288.200	
**#	松曜 崔	*	水切りジョイントマット	30cm×30cm 35数セット	40	8,600	344,000	344,000	223.300 C
テニス部	IN F	浑	パーゴラ	丸ハチント商会 テニスコート休憩用テント 中	1		400,000	3,070,000	
ソフトテニス側	井上 英	æ		HEADY E					
パドミントン部	高田 坊		シャトルノックマシン	A-WIN AW-NKZ	1	222,000	222,000	368,500	369.506 C
							表理解計	5,901,400	992,740

出典「令和2年度第9回学生委員会会議資料 抜粋」

# 資料 3-2-(7)-1

# 「寄宿舎収容状況・定員充足率」

# 寄宿舎収容状況

		H30	R1(H31)	R2	R3
定員数	汝	203	203	203	203
※設定上の	男性	167	167	167	167
定員	女性	36	36	36	36
実際の定	員数	203	208	214	214
※2人部屋を 1人部屋にし	男性	167	167	167	167
たなど	女性	36	41	47	47
収容者数		197	196	202	207
	男性	161	156	157	162
	女性	36	40	45	45

## 寄宿舎の定員充足率

り旧日のた兵儿た十								
		H30	R1(H31)	R2	R3			
定員数		97%	97%	100%	102%			
	男性	96%	93%	94%	97%			
	女性	100%	111%	125%	125%			
実際の	実際の定員数		94%	94%	97%			
	男性	96%	93%	94%	97%			
	女性	100%	98%	96%	96%			

出典「令和3年度理事長ヒアリング資料 抜粋」

# 資料 3-2-⑦-2

# 「学生寮における学習指導」

# 令和3年5月20日 1・2年生寮生 各位 前期中間試験に関わる学習指導 試験に向け、下記のとおり当直教員がA・B寮・B寮 別館の1~2年生の学習状況を点検・指導します。 また、試験前には体調を崩す人が多く見受けられます ので、そのような時は気兼ねなく相談してください。 記

5月 25日 (火) 小笠原 弘道

5月 26日 (水) 平石 年弘

5月 27日 (木) 廣田 敦

5月 28日 (金) 鍋島 康之

5月 31日(月) 小笠原 弘道

以上

出典「学生寮宿直マニュアル 添付資料」